

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

県立学校の一部分散登校の解除について（通知）

みだしのことについて、令和2年8月21日付け教県第820号により、一部の県立学校を分散登校とする旨通知したところですが、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校における学びの保障を図るため分散登校を解除し、下記のとおり全ての県立学校を通常登校とします。

ついては、職員、幼児児童生徒並びに保護者へ周知し、対応をお願いします。

なお、本県の感染状況は、依然として予断を許さない状況が続いていることを踏まえ、各学校においては、引き続き、万全の感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

記

1 通常登校の対象校等

全ての県立学校を8月31日（月）から通常登校とする。

ただし、登下校時における公共交通機関での感染リスクが高いと思われる県立学校においては、時差登校並びに短縮授業を可とする。また、重篤化しやすい基礎疾患をもつ幼児児童生徒が多く在籍する特別支援学校は、状況に応じて分散登校も可とする。

※部活動に関することは、令和2年8月27日付け教保第873号を参照すること。

2 保健管理に関すること

- (1) 幼児児童生徒に対し、手洗い、咳エチケット、規則正しい生活習慣、マスクの着用及び身体的距離の確保に努めるよう指導すること。
- (2) 消毒や3密対策等の各学校の地域の感染レベルに応じた感染症対策を徹底すること。
- (3) 熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合は、適宜マスクを外す、適切な水分補給を行う、活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定するなど、熱中症予防に努めること。

3 偏見や差別等の防止に関すること

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行い、感染者や濃厚接触者、その家族等に対する偏見や差別、いじめ、誹謗中傷が生じないよう十分配慮すること。

(参照：別添 文部科学大臣メッセージ)

4 その他

健康に不安がある幼児児童生徒や保護者から登校しない旨の申し出があった場合には、事情を聞いた上で出席停止扱いにするなど、柔軟に対応すること。

※ 留意事項(家庭周知)

- (1) 同居家族が感染し、幼児児童生徒が濃厚接触者又は、その可能性が高い場合は、登校を控え、保健所の指示があるまで自宅等で待機するよう、指導するとともに保護者等にも、その旨依頼すること。なお、その場合は、出席停止扱いとすること。
- (2) 健康観察を継続し、幼児児童生徒に風邪症状がある場合は登校しないよう、指導するとともに、同居家族に発熱など風邪症状がある場合も登校を控えるよう、保護者等に依頼すること。なお、その場合は、出席停止扱いとすること。
- (3) 土日等の学校休業日においては、不要不急の外出は控えるよう指導するとともに、保護者等にもその旨依頼すること。